

魚津市告示第95号

魚津市介護保険料の減免等に関する要綱の一部改正について  
魚津市介護保険料の減免等に関する要綱（平成15年魚津市告示第34号）の  
一部を次のように改正する。

令和2年8月21日

魚津市長 村椿 晃

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、減免の理由が第3条第2号及び第3号に該当する場合は、減免理由が生じた日の属する年度の翌年度末までに行わなければならない。

第6条の見出しを「（端数計算）」に改め、同条第1項を削り、第2項を第1項とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則の次に次の5項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例等）

2 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されている保険料（第1号被保険者の資格取得日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合は、当該保険料に係る金額を除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、条例第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（1） 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、かつ、次に掲げる事由の全てに該当する場合  
ア 主たる生計維持者の令和2年における事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が

令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

(特例減免の割合)

3 前項の規定により減免を行う場合の減免額は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。なお、いずれの理由にも該当する場合は、当該減免割合が多い理由に該当する規定を適用する。

(1) 前項第1号に該当する場合 全部

(2) 前項第2号に該当する場合 次の算式により算出した金額

$$\text{保険料減免額} = (A \times B / C) \times D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得金額

C 主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

D 次の表の左欄に掲げる令和元年の主たる生計維持者の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者が事業等を廃止又は失業した場合には、令和元年の主たる生計維持者の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

令和元年の主たる生計維持者の合計所得金額	減免割合
200万円以下の場合	全部
200万円を超える場合	10分の8

(特例減免の遡及)

4 減免の対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると市長が認める場合は、遡って減免を行うことができる。

(特例減免の申請)

5 附則第2項に規定する減免を受けようとする者は、条例第9条第2項ただし書きを適用し、令和3年3月31日までに新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市介護保険料減免申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(提出書類の省略)

6 市長は、前項に規定する必要な書類について、証明すべき事実を本人の同意を得て、公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

要件	事由	基準	減免割合	減免対象保険料	確認方法
条例 第9条 第1項 第1号	災害により受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額をいう。以下同じ。）がその住宅の価格の10分の5以上である者	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年中の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が200万円未満	全部	被害を受けた月以降6月の間に納期限が到来する保険料  （保険料の減免を受ける者が要保護者の場合を除く。以下この表において同じ。）	罹災証明書による。
	災害により受けた損害金額がその住宅の価格の10分の2以上10分の5未満である者		2分の1		
	災害により受けた損害金額がその住宅の価格の10分の5以上である者	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年合計所得金額が200万円以上	4分の1		
	災害により受けた損害金額がその住宅の価格の10分の2以上10分の5未満である者				
条例 第9条 第1項 第2号 及び 第3号	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により死亡した者		全部	申請のあった月以後6月の間に納期限が到来する保険料	事実確認に必要な証明書等の書類及び申告による。
	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により障害者（地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった者		10分の9		

<p>条例 第9条 第1項 第2号、 第3号 及び 第4号</p>	<p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、当該年合計所得見込額（失業保険含む。）が前年合計所得金額に比べ10分の7以下に減少したとき。</p>	<p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年合計所得額が200万円未満</p>	<p>全部</p>	<p>申請のあった月以後6月の間に納期限が到来する保険料</p>	<p>事実確認に必要な証明書等の書類及び告による。</p>
<p>条例 第9条 第1項 第4号</p>	<p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、農作物に被害を受けた場合に、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者（当該者の合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超える者を除く。）</p>	<p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年合計所得金額が200万円未満</p>	<p>全部</p>	<p>申請のあった月以後6月の間に納期限が到来する保険料</p>	<p>事実確認に必要な証明書等の書類及び告による。</p>
		<p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年合計所得金額が200万円以上</p>	<p>10分の8</p>		

<p>条例 第9条 第1項 第5号</p>	<p>第1号被保険者のうち、恒久的な低所得者で、要保護者と同程度に生活に困窮している者</p>	<p>次の各号すべてに該当すること。</p> <p>①世帯全員が非課税であること。</p> <p>②世帯全員が所得（収入から必要経費の控除・給与所得控除・公的年金等控除を行った後の額）がないこと。</p> <p>③世帯の年間収入が次のとおりであること。 ア 単身世帯の場合は80万円以下とする。 イ 2人世帯以上の場合は、1人に付き40万円加算した額以下とする。</p> <p>④預金は一世帯につき100万円以下であること。</p> <p>⑤市民税課税者に扶養されていないこと。</p> <p>⑥市民税課税者と生計を共にしていないこと。</p> <p>⑦所有する資産等を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること。</p>	<p>条例 第2条 第1項 第1号 に掲げる額とする。</p>	<p>申請日の属する年度内</p>	<p>事実確認に必要な証明書等の書類及び申告による。</p>
	<p>長期間海外に居住する場合</p>	<p>1年以上海外に居住している者</p>	<p>全部</p>	<p>海外に居住している期間</p>	
	<p>法第63条に規定する監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁され、同上による保険給付の制限をうけている場合</p>	<p>保険給付の制限が1月を超える者</p>	<p>全部</p>	<p>保険給付の制限を受けている期間</p>	

別表第2の次に次の1様式を加える。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。



様式第1号

新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市介護保険料減免申請書

魚津市長 あて

介護保険料の減免を受けたいので、魚津市介護保険料条例第9条第1項及び魚津市介護保険料の減免等に関する要綱の規定により、次のとおり申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号		

\*申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号				
	フリガナ	-----		生年月日	年 月 日
	氏名			性別	男 ・ 女
	住所	〒 電話番号			
生計を主として維持する者	氏名				
	住所	〒 電話番号			
納期	保険料額	備考			
合計					

申請理由	
------	--

添付書類 別紙「事業収入等の状況申告書」及びその他必要書類

# 事業収入等の状況申告書

別紙

令和2年の収入見込み及び令和元年(平成31年)中の所得状況について、次のとおり申告します。  
また、減免要件の確認のため、私の世帯員について、魚津市が必要な所得・賦課情報の確認を行うことに同意します。

申請者	署名 <span style="float:right">㊟</span>	被保険者番号	
主たる生計維持者	申請者・申請者以外(氏名: _____)		申請者との続柄: _____)

## 1 主たる生計維持者の減少する見込みの収入について

減少することが見込まれる収入が複数あるときはそれぞれ記入してください。

収入の種類	①令和元年(平成31年)中の収入額	令和元年(平成31年)中の当該収入に係る所得金額	②令和2年中の収入見込額 (下記2の合計額を記入)	③収入減少により受け取った保険金・損害賠償金等の額	減少率 (1-(②+③)/①) × 100
<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 給与	円	円	円	円	%
<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 給与	円	円	円	円	%
<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 給与	円	円	円	円	%
合計		円			

※令和元年(平成31年)に比べ、減少率が30%未満の場合は対象となりません。  
※③収入減少により受け取った保険金・損害賠償金等(国や県から支給される各種給付金は含まない。)がある場合には、金額が確認できる書類を添付してください。(帳簿、保険契約書等の写し等)

## 2 主たる生計維持者の令和2年中の収入見込額の算出について

1で記入した収入の種類ごとに、月ごとの収入見込額(到来月については実収入額)を記入してください。  
減収する見込みの事業収入等が3つ以上ある場合は、同申告書2枚ご使用ください。

収入の種類	【収入の内容(事業名や勤務先名など)】				【見込額の算出方法】	
<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 給与					月までは収入実績 月からは実績を踏まえた収入見込み	
1月(実績)	2月(実績)	3月(実績)	4月(実績)			
円	円	円	円			
5月(実績・見込)	6月(実績・見込)	7月(実績・見込)	8月(実績・見込)	事業の廃止・失業の場合は該当する方を○	廃止・失業	
円	円	円	円			
9月(実績・見込)	10月(実績・見込)	11月(実績・見込)	12月(実績・見込)	合計額		
円	円	円	円	円		
収入の種類	【収入の内容(事業名や勤務先名など)】				【見込額の算出方法】	
<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 給与					月までは収入実績 月からは実績を踏まえた収入見込み	
1月(実績)	2月(実績)	3月(実績)	4月(実績)			
円	円	円	円			
5月(実績・見込)	6月(実績・見込)	7月(実績・見込)	8月(実績・見込)	事業の廃止・失業の場合は該当する方を○	廃止・失業	
円	円	円	円			
9月(実績・見込)	10月(実績・見込)	11月(実績・見込)	12月(実績・見込)	合計額		
円	円	円	円	円		

※到来月の実収入額については、帳簿の写しや給与明細書等を添付してください。  
※事業の廃止・失業の場合は、それぞれ確認できる書類を添付してください。(廃業届の写し、離職票・退職証明書の写しなど)  
※退職証明書の写しを添付する場合は、退職の原因が、新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化等の旨の記載があることが必要です。

## 3 主たる生計維持者の令和元年中の所得について

氏名	続柄	生年月日	令和元年(平成31年)中の合計所得金額
主たる生計維持者		T・S・H 年 月 日	円

※令和2年1月2日以降に魚津市に転入された方、又は確定申告等を行っていない方は、令和元年(平成31年)中の収入額が確認できる書類を添付してください。(令和元年確定申告書第一表の控えの写し、収支内訳書又は青色申告決算書の写し、帳簿の写し、給与明細書の写し、給与・公的年金の源泉徴収票の写し等)

偽りその他不正の手段により減免の決定を受けたときは、減免の決定を取り消すことがあります。